

## 15 総量規制基準

### 1 適用地域

広島県の区域のうち、瀬戸内海流入水域

### 2 適用工場・事業場

水質汚濁防止法に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの（指定地域内事業場）

### 3 総量規制基準の算定方法

#### (1) 化学的酸素要求量（COD）

$$L_c = (C_{cj}' \times Q_{cj}' + C_{cj} \times Q_{cj} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{co} \times Q_{co}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L<sub>c</sub>, C<sub>c</sub>, Q<sub>c</sub>等は次の表のとおり

L <sub>c</sub>	COD総量規制基準 (kg/日)
C <sub>cj</sub> '	別表第2-1の備考欄にC <sub>cj</sub> について掲げる値 (mg/L) 【乳製品製造業[最大排水量が500 m <sup>3</sup> /日]のみ】
C <sub>cj</sub>	別表第2-1のC <sub>cj</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
C <sub>ci</sub>	別表第2-1のC <sub>ci</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
C <sub>co</sub>	別表第2-1のC <sub>co</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
Q <sub>cj</sub> '	別表第2-1の備考欄にC <sub>cj</sub> について記載のある項目のうち、平成3年7月1日から平成8年8月31日までに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日) 【乳製品製造業[最大排水量が500 m <sup>3</sup> /日]のみ】
Q <sub>cj</sub>	平成3年7月1日（別表第1-1の番号6～12の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)
Q <sub>ci</sub>	別表第1-1の事業場の区分に応じ、この表の基準日（番号4の区分の事業場については昭和63年10月1日）から平成3年6月30日までに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)
Q <sub>co</sub>	Q <sub>cj</sub> '、Q <sub>cj</sub> 及びQ <sub>ci</sub> を除く特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)

#### (2) 窒素含有量

$$L_n = (C_{ni} \times Q_{ni} + C_{no} \times Q_{no}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L<sub>n</sub>, C<sub>n</sub>, Q<sub>n</sub>等は次の表のとおり

L <sub>n</sub>	窒素含有量総量規制基準 (kg/日)
C <sub>ni</sub>	別表第2-2のC <sub>ni</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
C <sub>no</sub>	別表第2-2のC <sub>no</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
Q <sub>ni</sub>	平成14年10月1日（別表第1-2の番号2の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)
Q <sub>no</sub>	Q <sub>ni</sub> を除く特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)

#### (3) りん含有量

$$L_p = (C_{pi} \times Q_{pi} + C_{po} \times Q_{po}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}^{\text{注}}$$

注 L<sub>p</sub>, C<sub>p</sub>, Q<sub>p</sub>等は次の表のとおり

L <sub>p</sub>	りん含有量総量規制基準 (kg/日)
C <sub>pi</sub>	別表第2-3のC <sub>pi</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
C <sub>po</sub>	別表第2-3のC <sub>po</sub> 欄に掲げる値 (mg/L)
Q <sub>pi</sub>	平成14年10月1日（別表第1-3の番号2の区分の事業場については、事業場の区分に応じ、この表の基準日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)
Q <sub>po</sub>	Q <sub>pi</sub> を除く特定排水の量 (m <sup>3</sup> /日)

別表第1-1 CODに係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qc 値の区分		
			(1) Qco	(2) Qci	(3) Qcj
1	下記以外の指定地域内事業場	S55. 7. 1	~S55. 6. 30	S55. 7. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
2	昭和 56 年改正政令により，新たに指定地域内事業場となった事業場（以下「改正政令事業場」という。） 〔水質汚濁防止法施行令別表第 1（以下「別表第 1」という。）第 18 の 2，18 の 3，21 の 2，21 の 3，21 の 4，23 の 2，51 の 2，51 の 3，63 の 2，70 の 2，71 の 4 イ（7 を除く）に掲げる特定施設を設置するもの ※当該特定施設の追加によって，新たに指定地域内事業場となったもののみ。以下同じ。〕	S57. 7. 1	~S57. 6. 30	S57. 7. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
3	昭和 57 年改正政令事業場 （別表第 1 第 69 の 3 に掲げる特定施設を設置するもの）	S58. 1. 1	~S57. 12. 31	S58. 1. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
4	昭和 63 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 66 の 4，66 の 5，66 の 6，66 の 7，66 の 8 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H 元. 4. 1	~63. 9. 30	63. 10. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
5	平成 2 年改正政令事業場 〔指定地域特定施設（201~500 人槽のし尿浄化槽）を設置するもの〕	H3. 4. 1	~H3. 3. 31	H3. 4. 1~ H3. 6. 30	H3. 7. 1~
6	平成 3 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 5~6 に掲げる特定施設のうちトリクロエチレン，テトラクロエチレンを使用する施設を設置するもの〕	H3. 10. 1	~H3. 9. 30		H3. 10. 1~
7	平成 9 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 3，71 の 4 イに掲げる特定施設を設置するもの〕	H9. 12. 1	~H9. 11. 30		H9. 12. 1~
8	平成 10 年改正政令事業場 （別表第 1 第 71 の 4 ロに掲げる特定施設を設置するもの）	H10. 6. 17	~H10. 6. 16		H10. 6. 17~
9	平成 11 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 5，71 の 6 に掲げる特定施設のうちジクロロメタンを使用する施設を設置するもの〕	H12. 3. 1	~H12. 2. 29		H12. 3. 1~
10	平成 12 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 71 の 4 ロのうち PCB 汚染物又は PCB 処理物の分離施設に掲げる特定施設を設置するもの〕	H12. 10. 1	~H12. 9. 30		H12. 10. 1~
11	平成 13 年改正政令事業場 （別表第 1 第 63 の 3 に掲げる特定施設を設置するもの）	H13. 7. 1	~H13. 6. 30		H13. 7. 1~
12	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24		H24. 5. 25~

別表第1-2 窒素含有量に係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qn 値の区分	
			(1) Qno	(2) Qni
1	下記以外の指定地域内事業場	H14. 10. 1	~H14. 9. 30	H14. 10. 1~
2	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24	H24. 5. 25~

別表第1-3 りん含有量に係る総量規制基準

番号	指定地域内事業場の区分	基準日	Qp 値の区分	
			(1) Qpo	(2) Qpi
1	下記以外の指定地域内事業場	H14. 10. 1	~H14. 9. 30	H14. 10. 1~
2	平成 24 年改正政令事業場 〔別表第 1 第 38 の 2，66 の 2 に掲げる特定施設を設置するもの〕	H24. 5. 25	~H24. 5. 24	H24. 5. 25~

別表第2-1

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
2	畜産農業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	80	75	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	100	70	60	
3	天然ガス鉱業		70	60	60	
4	非金属鉱業		30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		70	50	40	
6	乳製品製造業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	50	30	30	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	50	30	20	平成8年9月1日前の特定施設にあっては、Ccjの値は30とする。
7	畜産食品製造業(5,6を除く。)		80	50	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業		60	50	50	
9	寒天製造業		90	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		60	40	40	
11	水産練製品製造業(10を除く。)		80	40	40	
12	冷凍水産物製造業		70	40	40	
13	冷凍水産食品製造業		80	40	40	
14	水産食品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		80	40	40	
15-1	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業(1 みかんを原料とする缶詰又は保存食品製造業でみかんの内皮・外皮の薬品処理工程を有するもの)		75	50	40	
15-2	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業(2 その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	30	30	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	70	30	30	
16	野菜漬物製造業		80	40	30	
17	味噌製造業		80	80	60	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		80	80	60	
19	うま味調味料製造業		70	20	20	
20	ソース製造業		70	30	30	
21	食酢製造業		70	50	40	
22	砂糖精製業		80	60	40	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		70	50	30	
24	小麦粉製造業		40	40	40	
25	パン製造業		80	40	40	
26	生菓子製造業		80	70	60	
27	ビスケット類・干菓子製造業		60	60	60	
28	米菓製造業		70	70	50	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)		70	60	40	
30	植物油脂製造業		80	40	30	
31	動物油脂製造業		80	40	30	
32	食用油脂加工業		55	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業		60	50	40	
35	めん類製造業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	80	30	30	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	75	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	80	30	30	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	75	30	30	
38	あん類製造業		100	70	70	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
39	冷凍調理食品製造業		50	40	40	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		60	30	30	
41	清涼飲料製造業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	60	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	40	20	20	
42	果実酒製造業		40	30	30	
43	ビール製造業		40	30	30	
44	清酒製造業	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	60	50	50	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	50	50	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業		60	40	30	
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	
47	配合飼料製造業		65	20	20	
48	単体飼料製造業		60	20	20	
49	有機質肥料製造業		70	20	20	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		50	30	30	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		90	90	80	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		100	100	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き・精練漂白・シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		50	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)		100	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	100	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	50	50	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	65	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	50	50	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	65	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	100	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		80	80	80	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		90	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		50	40	40	
68	繊維工業(55～67を除く。)		100	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		30	30	30	
75	木材薬品処理業		30	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		80	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
78	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパ ルプ製造工程,リファイナ-グラントパルプ製造工程又はサ-モカ ニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケ ミグラントパルプ製造工程又は未さらしセケミカルパルプ製造 工程に係るもの(80を除く。)	140	130	130	
80	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミ グラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ 製造工程を含む。 )又はさらしセケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係 るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしク ラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	70	60	50	
82	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程 を含む。 )に係るもの	70	70	70	
		80	70	70	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているもの
83	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料 とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	70	60	50	
84	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料 とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の 離解工程を含む。 )に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	70	
86	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパ ルプ,リファイナ-グラントパルプ又はサ-モカニカルパルプを主原 料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ,リファイナ- グラントパルプ又はサ-モカニカルパルプ製造工程を有するもの に限る。 )に係るもの	60	50	50	
87	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの(86を除く。)	40	30	30	
88	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	
		70	70	70	パルプ製造工程を有するもの
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	30	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	80	
94	セロファン製造業	50	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	
96	繊維板製造業(95を除く。)	90	90	70	
97	パルプ製造業,紙製造業又は紙加工品製造業(76~96 を除く。)	40	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	60	60	60	
101	製版業	60	60	60	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	30	30	
103	複合肥料製造業	50	30	30	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	40	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
107	無機顔料製造業	20	20	20	
		70	60	50	黄鉛製造工程を有するもの
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	20	20	20	
		80	80	70	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く)製造工程
		50	50	50	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	60	50	
		280	210	200	青酸誘導品含有排水を排出する工程
		100	90	90	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程
		150	140	140	エピクロルヒドリン製造工程
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	50	
		190	190	190	合成染料又は合成染料中間物の製造工程
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30	
		80	70	70	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	
		60	60	60	乳化重合法による合成ゴム製造工程
		140	140	140	クロロプレンゴム製造工程
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	
		280	270	270	有機ゴム薬品製造工程
		180	180	160	有機農薬原体製造工程
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	60	50	50	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	60	
		210	210	200	青酸誘導品含有排水を排出する工程
		100	90	90	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程
		150	140	140	エピクロルヒドリン製造工程
116	メタン誘導品製造業	40	30	20	
117	発酵工業	130	130	130	
118	コールタール製品製造業	140	140	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	40	
		190	190	190	合成染料又は合成染料中間物の製造工程
120	プラスチック製造業	30	30	30	
		80	60	60	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程
		70	60	50	硝酸セルロース又は酢酸セルロース製造工程
121	合成ゴム製造業	50	40	40	
		80	70	70	乳化重合法による合成ゴム製造工程
		140	140	140	クロロプレンゴム製造工程
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	60	60	60	
		320	280	280	有機ゴム薬品製造工程
		210	200	170	有機農薬原体製造工程

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考
		既設		新增設	
		Cco	Cci	Ccj	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	55	40	30	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	30	30	
125	合成繊維製造業	60	30	30	
		70	50	40	アクリル系繊維製造工程
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	100	40	40	
129	塗料製造業	70	50	50	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	
131	医薬品原薬・製剤製造業	90	80	70	
132	医薬品製剤製造業	80	60	50	
133	生物学的製剤製造業	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	70	70	70	
136	火薬類製造業	30	20	20	
		70	60	50	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程
137	農薬製造業	40	30	20	
138	合成香料製造業	160	120	120	
139	香料製造業(138を除く。)	40	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	40	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	50	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	140	
146	化学工業(102~145を除く。)	70	50	50	
147	石油精製業	40	20	20	
		40	30	30	潤滑油製造工程を有するもの
148	潤滑油製造業(147を除く。)	40	30	30	
		60	50	50	硫酸洗浄工程を有するもの
149	コークス製造業	200	190	120	
150	石油コークス製造業	80	80	70	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	40	40	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	10	
161	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	60	60	60	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	40	40	40	
164	ガラス・同製品製造業(156~163を除く。)	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	10	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考	
		既設		新增設		
		Cco	Cci	Ccj		
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	20	10	10		
168	黒鉛電極製造業	30	20	20		
169	碎石製造業	30	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	20	20		
172	うわ薬製造業	30	20	20		
173	高炉による製鉄業	20	20	20		
		60	50	50	コークス炉を有するもの	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	20	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20		
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	20	20	20		
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	30	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	20	20		
182	鋼管製造業	30	20	20		
183	伸鉄業	20	10	10		
184	磨棒鋼製造業	20	10	10		
185	引抜鋼管製造業	15	10	10		
186	伸線業	20	10	10		
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20		
189	めっき鋼管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業(187~190を除く。)	20	10	10		
192	鍛鋼製造業	15	10	10		
193	鍛工品製造業	15	10	10		
194	鋳鋼製造業	20	10	10		
195	鋳鉄鋳物製造業(196,197を除く。)	20	10	10		
196	鋳鉄管製造業	20	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	20	10	10		
198	鉄粉製造業	15	10	10		
199	鉄鋼業(173~198を除く。)	20	10	10		
200-1	非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業で廃ガス洗浄施設の排水を循環使用後排出するもの)(特定排水の最大の量が1000m <sup>3</sup> /日未満の事業場の場合に限る)	30	10	10		
200-2	非鉄金属製造業(その他)	10	10	10		
201	電気めっき業	40	40	40		
202-1	金属製品製造業(201を除く。)(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	15	15	
202-2	金属製品製造業(201を除く。)(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
203-1	一般機械器具製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	15	15	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
203-2	一般機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
204	電子回路製造業		40	20	20	
205-1	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (204を除く。), 電気機械器具製造業又 は情報通信機械器具製造業(めっき工 程, 塗装工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及 び脱脂工程, 湿式ハレル研磨工程並びに これらの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	15	15	
205-2	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (204を除く。), 電気機械器具製造業又 は情報通信機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
206-1	輸送用機械器具製造業(めっき工程, 塗 装工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及び脱 脂工程, 湿式ハレル研磨工程並びにこれ らの工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	15	15	
206-2	輸送用機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
207-1	精密機械器具製造業(めっき工程, 塗装 工程, 皮膜化成工程, 酸洗浄及び脱脂 工程, 湿式ハレル研磨工程並びにこれら の工程の後の洗浄工程)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	20	15	15	
207-2	精密機械器具製造業(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	10	10	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
208	ガス製造工場		30	20	20	
209	下水道業		30	30	30	
210	空瓶卸売業		30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条 に規定する施設をいう。)		50	40	30	
212	弁当仕出し屋又は弁当製造業		80	60	50	
213	飲食店		70	50	40	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの
214	宿泊業		70	50	40	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの
215	リネンサプライ業		80	60	50	
216	洗濯業(215を除く。)		90	50	50	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		70	60	60	
219	自動車整備業		30	20	20	
220	病院		60	30	30	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿 浄化槽を使用するもの

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
221-1	し尿浄化槽(501人以上)(昭和50年4月19日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第6に定める構造基準に合致しないもの)		70	40	40	
221-2	し尿浄化槽(501人以上)(その他)		40	40	40	
			30	30	30	建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
221-2			20	20	20	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものうち、建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第32条第3項第2号に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222-1	し尿浄化槽(201人以上500人以下)(昭和56年6月1日以前に設置し、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)		90	70	40	
222-2	し尿浄化槽(201人以上500人以下)(その他)		60	50	40	
			80	70	40	し尿を単独で処理するもの
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)		50	40	40	
224	ごみ処理業		50	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	35	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		50	50	50	
228	と畜場		80	60	60	
229	中央卸売市場		50	30	30	
230	地方卸売市場		50	40	40	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		50	30	30	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)		30	20	20	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	40	40	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	75	40	40	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	100	40	40	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	75	40	40	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))		30	20	20	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業土石製品製造業(156～172を除く。))		20	20	20	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))		15	10	10	
232-7	2～231に分類されないもの(その他の製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式パレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程))	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	30	20	20	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	15	15	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量(mg/L)			備考
			既設		新增設	
			Cco	Cci	Ccj	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食料品小売業(212を除く。))		75	40	40	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)		50	30	30	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))		90	60	60	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
			30	30	30	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)		90	60	60	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))		50	40	40	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの
			30	30	30	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	15	15	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))		40	20	20	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	最大排水量 500m <sup>3</sup> /日未満	20	15	15	
		最大排水量 500m <sup>3</sup> /日以上	15	10	10	

別表第2-2

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
2	畜産農業	130	65	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	25	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	45	25	
6	乳製品製造業	30	25	
7	畜産食料品製造業(5,6を除く。)	40	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	25	20	
9	寒天製造業	25	20	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	25	20	
11	水産練製品製造業(10を除く。)	50	30	
12	冷凍水産物製造業	50	30	
13	冷凍水産食品製造業	50	30	
14	水産食料品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	
16	野菜漬物製造業	30	25	
17	味そ製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	75	30	
19	うま味調味料製造業	30	25	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	25	20	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	20	
24	小麦粉製造業	25	20	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	25	20	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)	25	20	
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	25	20	
35	めん類製造業	25	20	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	
38	あん類製造業	25	20	
39	冷凍調理食品製造業	35	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業	25	20	
44	清酒製造業	25	20	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20	
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業	25	20	
48	単体飼料製造業	30	25	
49	有機質肥料製造業	30	25	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練、漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	25	20	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)	40	30	綿織物捺染工程
		100	35	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	30	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	25	20	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	20	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	25	20	
68	繊維工業(55～67を除く。)	25	20	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	25	20	
71	合板製造業(集材材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	25	20	
75	木材薬品処理業	25	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサモメカールパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケグラントパルプ製造工程又は未さらしセメカールパルプ製造工程に係るもの(80を除く。)	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケグラントパルプ製造工程を含む。 )又はさらしセメカールパルプ製造工程(前工程の未さらしセメカールパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラント <sup>®</sup> パルプ <sup>®</sup> 、リファイナ <sup>®</sup> グラント <sup>®</sup> パルプ <sup>®</sup> 又はサーモメカニカルパルプ <sup>®</sup> を主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラント <sup>®</sup> パルプ <sup>®</sup> 、リファイナ <sup>®</sup> グラント <sup>®</sup> パルプ <sup>®</sup> 又はサーモメカニカルパルプ <sup>®</sup> 製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(86を除く。)	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	25	20	
90	手すき和紙製造業	25	20	
91	塗工紙製造業	25	20	
92	段ボール製造業	25	20	
93	重包装紙袋製造業	25	20	
94	セロファン製造業	25	20	
95	乾式法による繊維板製造業	25	20	
96	繊維板製造業(95を除く。)	25	20	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76～96を除く。)	25	20	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	
101	製版業	30	25	
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	90	40	
		100	50	アンモニア製造工程
		200	200	アンモニア誘導品製造工程
		1500	1200	尿素製造工程
103	複合肥料製造業	40	35	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
		700	520	黄鉛顔料製造工程を有するもの
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	50	40	
		3000	3000	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)
		470	460	酸化コバルト製造工程
		3000	3000	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)
		150	150	イットリウム酸化物製造工程
		210	170	酸化銀製造工程
		230	170	酸化ジルコニウム製造工程
		110	50	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	50	25	
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	25	
		180	60	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	25	
		160	55	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	
		20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	40	20	
115	脂肪族系中間物製造業	50	25	
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		500	500	青酸誘導品含有排水を排出する工程
116	メタン誘導品製造業	15	10	

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	25	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		180	85	
120	プラスチック製造業	40	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
		150	50	
121	合成ゴム製造業	50	25	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの
		150	50	
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	80	35	窒素又はその化合物を原料として使用するもの イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程 メラミン製造工程 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)
		85	35	
		420	420	
		1500	1500	
		510	25	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	25	15	窒素又はその化合物を原料として使用するもの
		150	50	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	15	10	
129	塗料製造業	35	20	
130	印刷インキ製造業	25	20	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	25	
132	医薬品製剤製造業	20	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	55	20	
138	合成香料製造業	55	20	
139	香料製造業(138を除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(102～145を除く。)	55	20	
147	石油精製業	25	20	
148	潤滑油製造業(147を除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	15	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	25	20	
154	なめしかわ製造業	50	45	
155	毛皮製造業	30	30	
156	板ガラス製造業	20	10	

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(156～163を除く。)	20	15	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	20	
172	うわ薬製造業	25	20	
173	高炉による製鉄業	35	20	
		800	600	コークス製造工程
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
182	鋼管製造業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
183	伸鉄業	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
184	磨棒鋼製造業	25	20	
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
185	引抜鋼管製造業	45	25	
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
186	伸線業	25	20	
		55	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業(187～190を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄物製造業(196,197を除く。)	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業(173～198を除く。)	15	10	
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
200	非鉄金属製造業	70	60	
201	電気めっき業	30	25	
		130	85	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの
202	金属製品製造業(201を除く。)	30	25	
		70	60	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
		90	90	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
203	一般機械器具製造業	35	25	
		45	20	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの
204	電子回路製造業	25	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(204を除く。), 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	25	20	
		40	30	民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
		45	30	半導体素子製造工程
206	輸送用機械器具製造業	30	25	
		45	25	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)
207	精密機械器具製造業	20	10	
		30	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	20	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を目的とした調査研究として、10月から翌年3月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、左欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。
			15	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法により高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)
			25	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの
210	空瓶卸売業	30	25	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	25	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	25	
213	飲食店	45	30	
214	宿泊業	45	30	
215	リネンサプライ業	30	25	
216	洗濯業(215を除く。)	30	25	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	25	
219	自動車整備業	30	25	
220	病院	45	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	
		30	20	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	50	40	
		30	20	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考
		既設	新增設	
		Cno	Cni	
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)	60	40	嫌気性消化法,好気性消化法,湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
		50	30	
224	ごみ処理業	30	25	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	45	35	
227	死亡獣畜取扱業	30	25	
228	と畜場	45	25	
229	中央卸売市場	30	25	
230	地方卸売市場	30	25	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	30	25	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)	35	35	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	35	35	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	60	60	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))	35	30	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業・土石製品製造業(156～172を除く。))	35	30	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))	35	35	
232-7	2～231に分類されないもの(めっき工程,塗装工程,皮膜化成工程,酸洗浄及び脱脂工程,湿式ハレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	35	35	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食料品小売業(212を除く。))	60	60	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)	35	35	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))	45	35	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)	35	30	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))	60	60	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	35	30	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))	35	30	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	35	30	

別表第2-3

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
2	畜産農業	30	9	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	3	2.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	8	
6	乳製品製造業	11	4.5	
7	畜産食料品製造業(5,6を除く。)	12	5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	
9	寒天製造業	5.5	3.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	5.5	
11	水産練製品製造業(10を除く。)	7.5	5	
12	冷凍水産物製造業	7.5	5	
13	冷凍水産食品製造業	12	8	
14	水産食料品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	8	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	3.5	
16	野菜漬物製造業	6.5	5.5	
17	味そ製造業	6	3.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8.5	5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	5.5	3.5	
21	食酢製造業	5.5	3.5	
22	砂糖精製業	4	3.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	5.5	3.5	
24	小麦粉製造業	4	3.5	
25	パン製造業	7.5	5.5	
26	生菓子製造業	7.5	6.5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	
28	米菓製造業	4	4	
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)	7.5	5.5	
30	植物油脂製造業	6	3.5	
		12	3.5	米糠を原料として使用するもの
31	動物油脂製造業	4.5	3.5	
32	食用油脂加工業	4	3.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	3.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	5	
35	めん類製造業	7.5	5.5	
37	豆腐・油揚製造業	7.5	5.5	
38	あん類製造業	12	8	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	5.5	2.5	
42	果実酒製造業	3.5	2.5	
43	ビール製造業	3.5	2.5	
44	清酒製造業	4	3.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3.5	2.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	2.5	
47	配合飼料製造業	3	2	
48	単体飼料製造業	3.5	3	
49	有機質肥料製造業	3	3	
50	たばこ製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
51	生糸製造業(副蚕糸精錬業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	3	2.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き,精錬漂白,シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの	6.5	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(58を除く。)	6.5	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	4.5	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4.5	3	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	6	3	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	3	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	
68	繊維工業(55～67を除く。)	4	3	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2.5	2	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2.5	2	
76	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程,リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(80を除く。)	2	1	
80	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	2	1	
81	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	2	1	
82	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
83	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	2	1	
84	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)	2	1	
85	パルプ製造業,洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新増設	
		Cpo	Cpi	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラント <sup>o</sup> ハルプ <sup>o</sup> 、リファイナ <sup>o</sup> グラント <sup>o</sup> ハルプ <sup>o</sup> 又はサーモカニカルハルプ <sup>o</sup> を主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラント <sup>o</sup> ハルプ <sup>o</sup> 、リファイナ <sup>o</sup> グラント <sup>o</sup> ハルプ <sup>o</sup> 又はサーモカニカルハルプ <sup>o</sup> 製造工程を有するものに限る。)に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(86を除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2.5	2	
90	手すき和紙製造業	2.5	2	
91	塗工紙製造業	2.5	2	
92	段ボール製造業	2.5	2	
93	重包装紙袋製造業	2.5	2	
94	セロファン製造業	2.5	2	
95	乾式法による繊維板製造業	2.5	2	
96	繊維板製造業(95を除く。)	2.5	2	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76～96を除く。)	2.5	2	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3	
101	製版業	4	3	
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	26.5	26	
103	複合肥料製造業	26.5	26	
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2.5	
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	3.5	2.5	
		21	8	りん及びりん化合物製造工程
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	
		6.5	4	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	2.5	
		24	8	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	3.5	2	有機りん系農業原体製造工程
		60	3	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2.5	2	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)
		6	3	
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(138を除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業(102～145を除く。)	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業(147を除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	3	2.5	
154	なめしかわ製造業	8.5	8	
155	毛皮製造業	3	3	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	2	1	
164	ガラス・同製品製造業(156～163を除く。)	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2.5	2	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2.5	2	
172	うわ葉製造業	2.5	2	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	2	1	
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	2	1	
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1.5	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業(187～190を除く。)	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業(196,197を除く。)	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業(173～198を除く。)	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	4	2.5	
		6	3	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの
202	金属製品製造業(201を除く。)	4	2.5	
		8	4.5	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
		50	8.5	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	2.5	2	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(204を除く。), 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2.5	2	
		7	6.5	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
206	輸送用機械器具製造業	4	3	
		6	3	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	3.5	2.5	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
209	下水道業	3	2	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を目的とした調査研究として、10月から翌年3月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、左欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
		2	1	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)
		4	3	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)
210	空瓶卸売業	4.5	3	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	4.5	
213	飲食店	8	5	
214	宿泊業	5	4.5	
215	リネンサプライ業	8	6	
216	洗濯業(215を除く。)	8	6	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4.5	3.5	
219	自動車整備業	4.5	3.5	
220	病院	5	4.5	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	4	2	
		3	2	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	6	3	
		3	2	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)	5	2.5	
		3	2	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法よりし尿を処理するもの
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	6	3	
227	死亡獣畜取扱業	4.5	3.5	
228	と畜場	7	3.5	
229	中央卸売市場	4.5	3.5	
230	地方卸売市場	4.5	3.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	3.5	
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)	4.5	4.5	
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	4.5	4.5	
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	8	8	

整理 番号	業種その他の区分の名称	りん含有量(mg/L)		備 考
		既設	新增設	
		Cpo	Cpi	
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))	4.5	4.5	
232-5	2～231に分類されないもの(窯業・土石製品製造業(156～172を除く。))	4.5	4.5	
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))	4.5	4.5	
232-7	2～231に分類されないもの(その他の製造業(めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式バレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程))	4.5	4.5	
232-8	2～231に分類されないもの(飲食料品小売業(212を除く。))	4.5	4.5	
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)	1	1	
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))	5	4.5	
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)	4.5	4.5	
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水、221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))	8	7	
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	4.5	4.5	
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))	4.5	4.5	
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	4.5	4.5	